

令和 5 年 11 月
デジタル庁デジタル法制推進担当

国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針（案）

1 趣旨・対象

令和 4 年 6 月、デジタル臨時行政調査会（以下「調査会」という。）では、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」に沿って、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）（以下「一括見直しプラン」という。）を決定した。

一括見直しプランの中で、新規法令等のデジタル原則への適合性を確認するための立案過程等における手続については、各府省が自律的に考慮できるよう、令和 5 年夏に、デジタル庁がデジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針を策定し、令和 6 年常会提出法律案のうちから試行的に確認を実施することとしていたところ、デジタル改革等をより一層加速させるため、令和 4 年秋の臨時国会に提出予定の法案及び令和 5 年の通常国会に提出予定の法案を対象に、試行的にデジタル原則適合性確認プロセスを実施し、確認結果を公表したところである。

また、令和 4 年 12 月、調査会では、一括見直しプランに基づき、我が国における全ての法令の中で、7 項目のアナログ規制（「目視」、「実地監査」、「定期検査・点検」、「常駐・専任」、「対面講習」、「書面掲示」又は「往訪閲覧・縦覧」）やフロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制等に該当し、アナログ行為を求める場合があると解される条項について、見直しに向けた工程表（「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）を決定した。

さらに、デジタル技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しをするため、令和 5 年の通常国会に、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」が提出された。同法案は、国の基本方針としてデジタル技術の進展等を踏まえたデジタル技術の効果的な活用が規制により妨げられないようにするため必要な措置が講じられなければならないことなど、新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセスに関連する規定を盛り込んだものであり、同年 6 月に成立した。

これらを踏まえ、各府省は、国会提出予定の法案について、デジタル庁が作成する本指針に基づき、次に該当する規定を対象としてデジタル原則適合性確認プロセスを実施する。また、国会提出予定の法案に限らず、新規に法令等を立案する際についても、本指針を参照するものとする。

デジタル庁は、今後必要に応じて本指針を改正するとともに、各府省の点検が効率的に行われるよう支援する。

- ・ 7項目の代表的なアナログ規制に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定（以下2を参照）
- ・ フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定（以下3を参照）
- ・ 上記のほか、各府省においてデジタル原則に適合した運用を阻害するおそれがあると判断される規定
- ・ 「届出」、「申請」、「通知」といった行政手続に関する規定であって、現時点で当該規定の新設・改正に伴い情報システムの整備が見込まれる規定（以下5を参照）

（注）デジタル原則に則ったものとなっているかについて判断するに当たっては、一括見直しプランにおける「構造改革のためのデジタル原則」、「デジタル原則の点検の方向性」等を参照すること。

2 7項目の代表的なアナログ規制に係る各府省の確認方法

(1) 確認対象となる規定の有無の確認方法（7項目の代表的なアナログ規制の定義等）

確認作業の要否については、現時点での条文案のうち、以下に掲げる7項目の定義に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項の有無により判断することとする。

① 目視

「目視」規制は、現地での点検や調査等の際に、人が赴き、目で見て確認等を求めている規制とする。

【検索ワード例】

「検査」、「点検」、「調査」等に「目視」、「実地」、「立ち入り」、「現地」、「訪問」等が付されている場合。または、「巡視」、「見張」が用いられている場合（それ以外でも人が実地で確認・調査等することを義務付ける法令等は対象となる。）

② 実地監査

「実地監査」規制は、人が現場に赴き、書類や建物を人の目で確認すること等を求めている規制とする。

【検索ワード例】

「監査」に、「実地」等が付されている場合。

③ 定期検査・点検

「定期検査・点検」規制は、一定の期間に（一定の頻度で）施設や設備、状況等の検査や点検、調査、測定を行うことを求める規制とする。

【検索ワード例】

「検査」、「点検」、「調査」、「測定」、「査察」、「監査」、「確認」、「審査」等に「定期」、「年（に）●回」、「月（に）●回」、「週（に）●回」、「日（に）●回」、「期間ごと」等が付されている場合（それ以外の用語を用いる場合であっても、一定の頻度で検査等を行うことを求めるものは対象となる。）

④ 常駐・専任

「常駐・専任」規制は、人を特定の場所へ常時配置または別の場所での仕事の兼務を禁止することを課している規制とする。

【検索ワード例】

「常駐」、「専任」、「選任」（それ以外でも人の配置を義務付ける法令等は対象となる。）

※「選任」（人材を選んでその任務に就かせること）には、取締役の選任、代表取締役の選定など、単に役職を指定するもの等も含まれるが、今回の確認作業の対象になるのは、「選任」のうち、下記(2)③に詳述する「常駐」又は「専任」を求めているものに限ることとする。

⑤ 対面講習

「対面講習」規制は、一般に、特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるため行われる講義又は実習とされるところ、そのうち、法令等（法令、通達、通知、ガイドライン等をいう。以下同じ。）で国家資格等の取得、更新等のために受講することとされているものを対象とする。

【検索ワード例】

「講習」

⑥ 書面掲示

「書面掲示」規制は、一定の事柄又は物を、一定の場所に来合わせる人々に周知させる目的で、その場所に掲げる規制とする。

「書面掲示」規制については、一定の場所に赴かずとも、掲示の対象となる情報を確認することを可能にする観点から、一定の場所における掲示と併せて、インターネットの利用による公表を行うこととし、「インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない」旨、規定を追加する（※）ことの可否を検討する。

【検索ワード例】

「掲示」

※ 見直しイメージ

変更後の条項	変更対象の条項
(標識の掲示等) 第〇条 〇〇事業者は、△△省令で定める様式の標識について、販売所ごとにその事業の規模が著しく小さい場合その他の△△省令で定める場合を除き、△△省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動	(標識の掲示) 第〇条 〇〇事業者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、△△省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。	
---	--

⑦ 往訪閲覧・縦覧

「往訪閲覧・縦覧」規制は、公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制とする。

「公的情報」とは、公的機関の情報として狭義に捉えるのではなく、民間機関（例：業界団体、民間事業者等）が法令に基づき保有する情報、一般に対して提供される情報、特定の関係者だけに提供される情報もこれに含まれる。

【検索ワード例】

「閲覧」、「縦覧」

※一般的な用語としては、「縦覧」は、物を誰にでも自由に見せる定めがある場合にこれを見ることであり、主として書類、名簿等について、異議の申立ての機会を与える等の目的で広く一般に見せる場合に多く用いられている。「閲覧」も、物を見るということであるが、通常は申出を待って利害関係者又は請求者に調べてみる機会を与える場合に多く用いられる。そのため、申請等に応じて書面等を見せる場合は通常「閲覧」という文言が利用されているが、若干「縦覧」という文言が用いられている事例もある。そのため、「閲覧」「縦覧」といった文言にかかわらず、申請等に応じて書面等を見せる行為については、広く本類型の対象とする。

(2) デジタル原則適合性の確認方法

デジタル原則への適合性を確認するため、デジタル庁では、7項目それぞれについて類型とデジタル化の進捗を示す PHASE を次の各項目①～④の ii のとおり整理している。

(1)で確認対象の規定がある場合、この整理を基に、各府省において条項ごとに類型と PHASE の当てはめを行い、7項目に該当するアナログ規制を課している条項(=PHASE 1)が存在しないことを確認することとする。

また、条項ごとに、規制目的や活用可能な技術の水準等に応じて、PHASE 2 又は 3 のいずれの段階にあるかを確認することとする。PHASE 2 と 3 を区分する考え方は、一括見直しプラン別紙の「3. 基本的な見直しの考え方」(同別紙 11～17 頁)で確定した各条項の見直し方針(見直し後の PHASE)と同様の考え方(次の各項目①～④の iii)とする。

以上の確認の結果、PHASE 1 に当てはまる条項がある場合や、一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針(見直し後の PHASE)と同様の考え方(次の各項目①～④の iii)に照らすと PHASE 3 と区分されるべき条項であるにもかかわらず、PHASE 2 に当てはまる

条項がある場合は、PHASEを進めるため、案文等の見直しができないか検討することとする。

なお、各種デジタル技術の活用等については必ずしも法文上の明記が求められるものではなく、政省令で詳細を定めることや、解釈を通達等で明らかにすることによって対応可能な場合がある。このため、国会提出予定法案のデジタル原則適合性の確認においては、法案成立後に制定する予定の政省令や発出する予定の通達等による対応を含め、PHASEの当てはめを行うこととし、政省令や通達等による対応を考慮してPHASEの当てはめを行った場合は、法令の施行時期や通達等の発出時期等の工程を確認することとする。

また、デジタル庁では、アナログ規制の種類と、その見直しに活用可能な技術の対応関係を整理し可視化したテクノロジーマップ及びアナログ規制の見直しに活用可能な技術の内容や、技術の保有企業を整理した技術カタログを随時公開・拡充していくこととしている¹。各府省においては、法案やその施行に関する政省令や通達等を立案する際には、テクノロジーマップ・技術カタログを活用し、必要な調達を行うなど、運用面も見据えたデジタル化に努めるものとする。また、その活用可否の判断について疑義がある場合は、必要に応じてデジタル庁へ問合せを行う。

さらに、その過程で、規制の目的を果たす上での技術の安全性や実効性等の確認が必要な技術については、各府省や技術を保有する事業者等と連携して検証し、その結果を、テクノロジーマップ・技術カタログにも反映・拡充する。そのため、デジタル庁では、規制の趣旨・目的や活用可能な技術に基づき検証すべき内容を類型化し、これに沿った技術検証事業を実施している。

① 目視・実地監査規制

i 背景

業務のデジタル化を実現する上では、人が具体的に視認する範囲までの移動、立入り等の対応のための移動、現地への滞在等が必要になる規制が弊害となる。

例えば、施設等の安全管理や、目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査については、人が目視、打音によって点検、検査等を行うことを原則としている規制が多い。人手不足が深刻化している業界は多く、こうした目視等の規制をデジタル技術の活用を前提に緩和できれば、移動時間の削減等により労働生産性の向上や人手不足の緩和、イノベーションの創出につなげることができる。

遠隔での業務の徹底や自動化を行うためには、基本的に動画、カメラ画像等で代替を行うなど、高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等を用いて必要な情報を収集し、AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータの分析、常時監視等によって、リスク評価の精緻化を行うことで、一律の手法による規制を見直すべきである。

¹ テクノロジーマップ・技術カタログは、デジタル庁 HP ([テクノロジーマップ・技術カタログに関する取組 | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://www.digital.go.jp)) にて随時公開している。

また、人力でなければ判定が難しい限定的な場合に限って目視、立入り等を実施することで足りるといった内容にすることも考えられる。

例えば、石油化学コンビナート等の高圧ガス施設においては、これまで完成・保安検査の検査方法は目視とされてきたが、カメラを搭載したドローン等を活用した検査が可能となっている。

ii 規制の PHASE について

PHASE 1 目視・実地監査規制

①法令等において特定の者が現場で確認等することを課しているもの及び②情報収集の遠隔化が許容されているかが民間の視点から不明確なもの（解釈上許容されていないものも含む）は PHASE 1 とする。なお、現場での確認等が義務付けられていないものの、許容されているか否かが不明確なものも対象とする趣旨は、許容されているか否かが不明確な場合、運用上新たな技術が許容されていないケースや事業者の解釈として保守的に運用されてしまうケースがあり、様々な技術が許容されることを明確に記載することが必要と考えるためである。

ア 上記①「現場で確認等することを課しているもの」として、(i) 法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」などと規定しているものがあげられる。
イ 次に、上記②「情報収集の遠隔化が許容されているかが民間の視点から不明確なもの」として、(ii) 法令等で「目視等」「目視その他の適切な方法」「見張り」などと規定しているが代替手段が不明確なものがあげられる。これには、法令等において現場での目視による確認以外の手段が許容されているか否かが不明確であるものの他、事例集や要領等において例示が掲載されているものの、当該例示された手段以外でも同じ目的を達成するために相当な手段を認める旨の明確な記載がないものは、技術的中立性が担保されておらず代替手段が不明確なものとして、PHASE 1 に分類する。

例えば、「簡易な計測機器等による測定」「動作確認」などと目視以外の方法を文言上は許容しているが、運用上は遠隔による手法は認められない場合も PHASE 1 に分類される。また、法令上は「目視その他適切な方法」と規定し、点検要領等においてドローンの活用が明示的に位置付けられているが、例示された手段以外でも目的達成のために相当な手段を許容する旨の明示的な記載がない場合も、PHASE 1 にとどまるものといえる。

加えて、現場での確認以外の手法を認めている場合であっても、規制内容が、必要な技術的要件を詳細に定める仕様規定であるような場合は、技術中立的なものとはいえないため、PHASE 1 に分類される。

PHASE 2 情報収集の遠隔化、人による評価

法令等の文言などに着目し、PHASE 1 の「目視・実地監査規制」は以下のとおり 3 つに類型化でき、当該類型ごとに、情報収集の遠隔化を許容するもの（情報収集を

踏まえたリスク評価は人による分析・評価を要する)を PHASE 2 とする。

また、3つのタイプのいずれにおいても、民間の技術を積極的に活用していくことが重要である。このため、

- ・技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化し、民間の研究開発や参入を促進すること
- ・規制の目的をデジタル技術を活用して果たしていこうとする際に障害となっている課題を行政側が提示し、これを解決できる企業を募集する「課題解決型公募」や、さまざまな技術を有する企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進すること

などが重要となる。

ア 「検査・点検・監査」

一定の情報収集を行った上で、法令等が求める一定の基準に適合するかどうかを判定・判断する必要があるものをいう。「検査・点検・監査」の PHASE 2 は、情報収集（法令等が求める一定の基準への適合性について判定・判断するための情報を得ること）とリスク評価（得られた情報等に基づき最終的な適合性判定をすること）に分けられ、情報収集については高精度カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ等で代替できることが法令等で明確化される一方、リスク評価は人の判断に委ねるものとして、これを類型 1 とする。

イ 「調査」

実態・動向などを明確化し、その後の監督等、一定の政策的判断のために行われるものであり、一定の情報収集及び収集した情報の整理と位置付けることができる。アの「検査・点検・監査」が一定の基準に適合するか否かを判定するものであるのに対し、「調査」は情報収集及び収集した情報の整理に留まる点が異なる。「調査」の PHASE 2 は、高精度カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ等で代替できることが法令等で明確化される一方、収集した情報の整理を人が行うもの（人が整理の基準を判断し、かつ整理の作業を行うもの）とし、これを類型 2 とする。なお、例えば、統計調査の調査員による調査は、調査票を配布・督促等を目的とした業務であり、人・モノ・場所の状態や性質・性能を、現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させるものではないため、これに該当しない。

ウ 「監視（巡視・見張）」

ある人又はある機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうか、その行為の目的とするところを達成するのに不適當でないか、又は設備・施設の状態等について、一定期間内において常時注目することをいう。「監視」と「検査・点検・監査」・「調査」とは、「監視」が一定期間内において常時注目することが義務付けられるものである点で異なる。「監視」の PHASE 2 は、情報収集を監視カメラ、ドローン等の技術を活用した動画、データ等で代替することが法令等で明確化されている一方、違法性や安全性等の判定を人が行うものとし、これを類型 3 とす

る。

なお、類型1、2、3を明確に区分できないことも想定される。例えば、実態の調査を行うものの、同時に検査を行う場合なども考えられる。この場合、法令の主たる目的により、いずれかに類型化するものとする（調査と検査を行うものであれば、通常、調査は検査の手段であり検査が主たる目的であると考えられる）。

PHASE 3 判断の精緻化、自動化・無人化

上記の PHASE 2 に加えて、AI 等の進歩を勘案し、リスク評価、情報整理、違法性・安全性等の特定が AI 等により全部又は一部可能である場合を PHASE 3 と定義する。

ア 「検査・点検・監査」

PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替される一方、リスク評価は人の判断に委ねられるものであるが、後者のリスク評価についても全部又は一部が AI 等により自動化・無人化され、人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制を PHASE 3 とする。

例えば、AI 等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等により技術支援やリスク評価の精緻化のために、AI 等を用いることが許容されている事例があげられる。

具体的には、道路橋や道路トンネルなどの点検では、「点検支援技術性能カタログ」において、標準項目に従い、各技術の性能値を整理・掲載している（道路法第42条第2項、道路法施行令第35条の2、道路法施行規則第4条の5の6第1項第一号、道路橋定期点検要領、新技術利用のガイドライン、点検支援技術性能カタログ参照）。この技術には、撮影した写真から「ひびわれの自動検出」と「ひびわれ幅の自動計測」を AI を活用した画像解析で行う画像計測技術に加え、マイクにより収集した打音を自動変状抽出システムによって音響解析と AI による変状自動抽出を行う非破壊検査技術などが掲載されており、PHASE 3 に分類される（別添1参照）。

イ 「調査」

PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替できることが許容される一方、収集した情報の整理を人が行うもの（人が整理の基準を判断し、かつ整理の作業を行うもの）であるが、PHASE 3 は、後者の収集した情報の整理も、全部又は一部が AI 等による技術支援・自動化により、人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制とする。

ウ 「監視（巡視・見張）」

PHASE 2 は、情報収集が遠隔からの動画・データ等で代替できることが許容される一方、違法性や安全性等の判定を人が行うものであったが、PHASE 3 は、後者の違法性や安全性等の判定についても、全部又は一部が AI 等による判定により人の介在が限定されることが法令等で明確に許容されている規制とする。

なお、PHASE 3における新技術の活用は、あくまでも技術支援や評価の精緻化のために活用するものであり、最終的な責任は人が負うことが前提であるため、EU データ保護規則 (GDPR) 第 22 条「自動化された取扱いに基づいた決定の対象とされない権利」のような「AI のみによる判断ではなく人間の介入を求める」という議論には抵触しない。

iii 一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）の基本的な考え方

	類型 1 (検査・点検・監査)	類型 2 (調査)	類型 3 (巡視・見張)
PHASE2 (情報収集の遠隔化、人による評価)	<p>○技術を用いて情報を収集すること^(注)が可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「リスク評価」までを AI 等で代替することができないもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務、会計等の状況の検査など、運営基準・品質管理基準等の定性的な基準への適合性を判定する規制 	<p>○技術を用いて情報を収集すること^(注)が可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「情報の整理」までを AI 等で代替することができないもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務、会計等の状況の調査など、抽象的な調査権限を課しており、定量的な整理ができない規制 	<p>○技術を用いて情報を収集すること^(注)が可能であり、それを許容する旨が規制上明示されているが、「異常の察知」や「対処」までを AI 等で代替することができないもの</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な確認権限を課しており、画像認識処理技術の適用が難しい規制 ・一律の対処が困難な見張人の配置を求める規制
PHASE3 (判断の精緻化、自動化・無人化)	○上記以外	○上記以外	○上記以外

(注) 高精度カメラ、ドローン、オンライン会議システム等を活用した動画、画像、データ等で情報を収集すること

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

iv 目視規制における「立入検査規定」に係る点検・見直しの考え方

ア 点検と見直しの視点

立ち入りによる検査が規定された条項（以下「立入検査規定」という。）については、「立ち入り」といった用語のみに注目するのではなく、「立ち入り」を含めた一連の行為（規制目的を達成するために実施している検査、報告徴収、質問、物件の提出命令等（以下「検査等」という。））の中で、人が現地に赴いて検査等を行う

行為があるかどうかといった視点から点検を行う。

その際、人が現地に赴いて検査等を行う行為がある場合には、当該行為についてデジタル技術を活用して効率化につなげることはできないかといった視点から、見直しを行うものとする。

イ 点検による場合分けと見直しの方向性

(ア) 会議室等での書類検査や関係者への質問を実施する場合

検査等の中で、例えば、受検者に対して、事前に検査日時を通知した上で、現地の会議室等において、相手方に関係書類を準備してもらった上でそれを検査することや関係者に質問することなどを実施する場合は、現地に赴かず遠隔でも同等の効果が得られる場合が多いと考えられることから、オンライン会議システム等の技術の活用が可能となるよう、見直しを行う。

ただし、技術を活用する方法のみで検査を行うことにより、規制目的を達成することが困難となる場合においては、人が現地に赴くことによる検査等を妨げるものではない。検査等の全てを技術の活用で代替することが困難な場合においては、例えば技術を活用することにより人が対応するよりも検査等が効率的・効果的になったり、現地への移動時間の短縮や人員数の削減等を図ることができる場面など、可能な範囲で技術を活用することも考えられる。

(イ) 技術代替できる場面（余地）がない場合

検査等の中で、例えば、相手方の検査忌避や証拠隠滅のおそれがあるため、強制的に相手方の事務所等に立ち入り、検査職員が能動的に関係資料等を探して状況を調査したり、現物を直に確認したりするといった検査を実施し、その他の行為として、人が現地に赴いて検査等を行う行為がなく、技術代替できる場面（余地）がない場合には、見直しは不要である。

ウ 身分証の携帯・提示に関する見直しの方向性

検査や質問等において身分証の携帯・提示を求める規定は、身分証という「現物」の「現場」における携帯・提示が、デジタル技術を活用した検査や質問等の遠隔化を進める上での妨げとなりかねないことから、点検の対象としている。

当該条項の見直しについては、遠隔で検査や質問等を行う場合に支障とならないよう、提示する行為をデジタル化すること（紙又はデジタルの身分証を遠隔で提示することなど）が考えられる。

ただし、2.（1）のように技術代替を許容する場合でも、身分証の携帯・提示を必要とするのが、人が現地に赴いて検査や質問等を行う場合（リアルに立ち入る場合）に限られる（オンラインで検査や質問等を行う場合は身分証の携帯・提示までは必要としない）のであれば、規定の見直しは不要と考えられる。

エ 見直しの方法

イ（ア）により見直しを行う場合、現行の立入検査規定上、技術代替が許容されていない場合又は技術代替が許容されているか不明確な場合（既に実態上、一部デジタル技術の活用が行われているが、規定上・解釈上、読めない・明確でない場合も含む。）は、技術代替が可能である旨を、規定上又は解釈上、明確にすること。なお、これは技術を活用することも許容する旨が明確になっていなければ、検査等の実施者が、実際に技術を活用した方法で検査等を行っても良いのかどうか分からず、躊躇するなどして技術活用の普及を阻害する要因にもなり得ることが考えられるためである。

② 定期検査規制

i 背景

施設や設備等の定期検査・点検をはじめとした定期的に行わなければならない検査や調査、測定等は、人の手による定期的な状況確認等を義務付けることによって、安全性の確保等の各規制の目的を達成しようとしている。デジタル技術の活用を前提とし、定期検査の撤廃や検査周期の延長をはじめとする規制の見直しを行うことができれば、人手不足が深刻化している業界や各検査を行う主体において、人手不足の緩和や移動時間の削減等による労働生産性の向上が図られ、イノベーションの創出につなげることができると考えられる。

そのためには、例えば、安全管理体制に一定の基準を設け、高度なリスク評価・教育等を行う事業者（委託先の場合を含み、デジタル技術を活用し、法令等が求めるリスク管理等の措置を適切に実施している事業者等の法令上の義務を負うものをいう。以下同じ。）が保守点検等を行う場合については、当該基準に適合する事業者について定期の検査実施を不要としたりすることなどが考えられる。このように、定期的な検査など従来型の一律の手法・行為を求める規制（行為規制）から、規制目的の達成に必要な状況確認等がされるべき具体的な内容を、要求される性能・要件等の形で定め、確認等の方法は合理的である限り制限をしない技術中立的な規制（性能規制）への転換を図っていくことが有効と考えられる。

併せて、リスク管理の手法等に、日々進歩する最新のデジタル技術を活用していくとともに、データに基づく EBPM を徹底することにより、柔軟かつ機動的・継続的な改善を可能とするようなリスクベースの規制の枠組みを目指していくことが有効と考えられる（アジャイルガバナンス（機動的で柔軟なガバナンス））。

こうした取組により、安全性等を確保しつつ、技術の進展を踏まえて規制を適正化し、経済の生産性向上につなげることが可能になると考えられる。

ii 規制の PHASE について

PHASE 1 定期検査・点検規制

①法令等において一定の期間に検査等を行うことを求めるもの、②定期の検査等

を緩和する規定があっても緩和の条件が不明確なもの（緩和を許容する条件が常時・遠隔監視等の新技術の導入や、リスク評価・教育等を行う事業者が保守点検を行う場合等、デジタル原則に適合する手段の活用によるものではない、不合理に委託を認めないものを含む）は PHASE 1 とする。

緩和条件が不明確な場合、運用上新たな技術が許容されなかったり、事業者（検査等を実施する側）の解釈として保守的に運用されてしまうケースが生じることから、②のように許容される技術が明確に記載されていない場合も PHASE 1 として整理する。

ア ①法令等において一定の期間に検査を行うことを求めるものとしては、法令等において、「定期」「年一回」「月一回」「日一回」等と一定の期間に検査等を行うことを規定し、通知通達等においても検査周期の延長等の緩和措置が認められていないものが該当する。例えば、指定検査機関の行う検査を毎年一回受けることが義務付けられている場合などが PHASE 1 に分類される。

イ ②定期検査を緩和する規定があっても緩和の条件が不明確なものとしては、緩和措置があったとしても、指針・ガイドラインにおいて緩和が認められる客観的な条件が漏れなく列挙されていない場合や、当該措置の適用条件が一般化・性能規格化されていない固有の技術を用いる場合でしか適用を受けることができないような場合（いわゆる仕様規定が設けられている場合）が該当する。このような場合は、新技術の活用促進の観点から、求められる安全性等を性能基準として示すべきであり、技術中立的な規制といえないため、PHASE 1 として分類する。このほか、法令等のただし書などに定期検査を緩和する規定があっても、緩和を許容する趣旨がデジタル原則に適合する手段の活用によるものではない場合も、PHASE 1 に該当するものとして整理する。

例えば、検査証の有効期間の満了後も継続して使用する場合に検査を受けることが義務付けられているところ、初回検査に限り検査証の有効期間が延長されている場合、当該延長は IoT 等の新技術の導入や遠隔監視等による検査周期の延長ではないと考えられるため、PHASE 1 に分類される。

PHASE 2 デジタル技術の活用による規制目的の達成

「定期検査・点検」規制は、検査等による適合性判定の実施主体に応じて、第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）を類型 1、自らによる一定の基準への適合性の判定（自主検査）を類型 2 に分けることとする。また、検査等は、適合性判定だけでなく、統計等のモニタリング調査や、モノ等の数値を図って表す測定等、実態・動向・量などの明確化のために行われるもの（調査・測定）もあり、これを類型 3 とする。

これらの類型 1、2、3 が PHASE 2 に該当する条件は以下のとおりである。

ア 上述したように、人手不足の緩和や移動時間の削減等による労働生産性の向上を目的として、規制目的の達成に必要な状況確認等がされるべき具体的な内容を、

要求される性能・要件等の形で定め、確認等の方法は合理的である限り制限をしない技術中立的な規制（性能規制）への転換を図っていくためには、規制様態・手法（行為規制）の枠組みにとらわれずに、最新のデジタルを中心とする技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方について検討していくことが必要となる。

併せて、リスク管理手法の精度や、規制様態・手法について、柔軟かつ機動的・継続的な改善を図り、リスクベースでの見直しを行っていくためには、そのために必要なデータの特定・収集・蓄積も必要になると考えられる。

このような形で PHASE 3（定期の検査・調査・測定の撤廃、検査周期の延長）を目指す取組を「新たな規制の在り方の検討」として PHASE 2 に位置付ける。

なお、「新たな規制の在り方の検討」に取り組む場合には、検討の観点等を可能な限り具体的にするとともに、検討結果の公表時期を明確にすることが必要となる。

イ PHASE 3（定期の検査・調査・測定の撤廃、検査周期の延長）を目指す取組として、「現行の規制の合理化」に取り組む場合、すなわち、現行の規制様態・手法（行為規制）を前提とした上で、①技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化することが必要）、②（可能な項目について）常時監視機能等の活用による検査等の周期の延長、③検査等の結果報告のオンライン化の推進といった取組を行う場合についても、PHASE 2 に位置付ける。

例えば、連続自動測定装置を用いた常時監視を行う場合の水質検査頻度の緩和（水道法第 20 条、水道法施行規則第 15 条参照）のように、複数ある検査項目のうち技術的に妥当と判断された項目について検査頻度の緩和を実施する場合などが PHASE 2 に分類される。

また、PHASE 3 に到達するためには、アの取組が重要であることを鑑みると、デジタル化という手段そのものが目的化することのないよう、人手不足の解消や技術の活用による安全性の向上などの効果が認められる取組に限って「現行の規制の合理化」を進めていくことが必要となる。

なお、「現行の規制の合理化」に該当する取組が、③検査等の結果報告のオンライン化の推進に限られる場合については、オンライン化について相当程度の内容・水準が必要であり、PHASE 2 に位置付けることの適否について個別の協議により決定する。

ウ 上記ア及びイの取組を進める際には、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化し、民間の研究開発や参入を促進していくことにより、技術代替を着実に進めていくことが必要となる。具体的には、①技術カタログ等の整備、②課題解決型公募（デジタル技術を活用して規制の目的を果たそうとする際の障害・課題を行政側が提示し、これを解決できる企業を公募）、③様々な技術を有する企業のマッチング等の取組が有効と考えられることから、各府省における既存の取組との連携を含め積極的に検討することが必要となる。

PHASE 3 定期の検査・調査・測定の撤廃

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合（委託により実施しうることを含む）など、一定の基準を法令等で明確化することにより、定期の検査・調査・測定の撤廃、定期検査等の（全ての項目に係る）周期の延長を行うものが PHASE 3 に分類される。類型毎に該当する事例を挙げると以下のとおり。

ア 類型 1：第三者による一定の基準への適合性の判定（第三者検査）

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合などに、自主検査とその記録の保存等を義務付けるなど、一定の基準（の大枠）を法令等で明確化する（性能規定化を図り、できる限り個別の手法・行為そのものは義務化する形で明確化はしないものとする。但し基準を満たす場合を非拘束的な例であることを明示して例示することは推奨される。以下、本 PHASE において同様とする。）ことで、第三者による定期検査を撤廃・免除したり、（すべての項目に係る）検査等の周期を延長したりするもの。本 PHASE においては、本類型に限らず個別の手法・行為を制限する行為規制を置かず、体制整備に関する基準を一定の基準として代替的に定めることが望ましい。

高度なリスク評価・教育等を行う事業者制度の例として、高圧ガス保安法等におけるスーパー認定事業者制度（高圧ガス保安法第 20 条第 3 項第二号、同法第 35 条第 1 項第二号、同法第 39 条の 8、高圧ガス保安法施行令第 10 条ただし書参照）等が想定される。

イ 類型 2：自らによる一定の基準への適合の判定（自主検査）

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合などに、検査記録の保存等を義務付けるなど、一定の基準を法令等で明確化することで、定期自主検査を撤廃・免除したり、（すべての項目に係る）検査等の周期を延長したりするもの。

常時・遠隔監視等の新技術の導入事例として、遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の点検周期の延長（浄化槽法第 10 条第 1 項、環境省関係浄化槽法施行規則第 6 条第 3 項、令和 3 年環境省告示第 59 号参照）等が想定される。

また、高度なリスク評価・教育等を行う事業者制度の例として、LP ガス保安の高度化に取り組む事業者の点検・調査周期の延長（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条の 9、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 50 条、同規則第 50 条の 2 参照）等が想定される。

ウ 類型 3：実態・動向・量などの明確化（調査・測定）

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・管理等を行う事業者が保守管理を行う場合など、一定の基準（の大枠）を法令等で明確化することで、定期調査・測定を撤廃・免除するもの。

なお、「定期検査・点検」規制が法令等のただし書などで免除されていても、「定

期検査・点検」等の行為が免除される場合を具体的に規定していない場合（常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者が保守管理を行う場合等の具体的な免除要件が規定されていない場合）は、デジタル原則に適合する手段の活用により定期検査を免除する一定の基準が法令等で明確化されていないことから、PHASE 3には分類されない。

また、一年以内ごとに一回の検査を求めている定期自主検査について、一年を超える使用しない期間については検査義務を免除している場合などについても、デジタル原則に適合する手段の活用により定期検査を免除している場合に該当しないことから、PHASE 1として整理される（再掲）。

iii 一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）の基本的な考え方

	類型 1 (第三者検査)	類型 2 (自主検査)	類型 3 (調査・測定)
PHASE2 (デジタル技術の活用による規制目的の達成)	○リスクベースによる見直し ^(注) に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制	○リスクベースによる見直し ^(注) に一定の期間を要するもの 【例】 ・検査内容が極めて専門的であり、法令等に多数の検査項目が詳細に規定されている規制 ・定期検査等の撤廃・周期延長をする場合、国際条約等との関係を整理する必要がある規制 ・常時監視機能を活用できる検査項目が限定される規制	○常時測定やシステムなどによるデータ取得が難しい事項が含まれるもの 【例】 ・業務、会計等の状況の調査
PHASE3 (定期的検査・調査・測定の撤廃)	○上記以外	○上記以外	○上記以外

(注) デジタル技術を活用したリスク管理手法を用いて適切に保守管理を実施している場合に定期検査を簡素化・不要とするなど、「全ての対象に一律の点検を課す規制」から、「リスクに応じた合理的な規制」への見直しを図っていくこと

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

③ 常駐・専任規制

i 背景

常駐、資格者の配置（専任等）や拠点の設置などは、デジタル化した業務の実施

には大きな障壁となることがあり、広域的な事業展開やテレワーク等が阻害される。特に、テレワークが普及した現代においては少なくとも常駐義務の撤廃の必要性は高く、また遠隔管理等の技術開発により生産性が高まっている分野においては兼任や外部委託も認められるべきである。

現時点では、既にオンラインでの情報連携の実施等により、人員の配置を行うべき場面は限定されると考えられる。例えば、従来、一定規模以上の火力発電所については構内における技術員の常時監視が求められてきたが、令和2年度にIoT技術等の活用により構外からの適切な監視が確保される場合には遠隔化を可能とすべく、火力発電所における常時監視制御を遠隔化するための包括的な環境整備が行われた。

資格保有者の営業所等への必置義務としては、建設工事現場において施工管理を行う主任技術者（建設業法）、運行管理者（貨物自動車運送事業法）、旅行業務取扱管理者の配置（旅行業法）等があげられる。特に、特定の職務への従事や事業所への所属等について、兼任を禁止して専らその任にあたらせる専任規制は、ビデオ会議等による生産性の向上等に鑑み、緩和・撤廃の検討が必要である。

ii 規制の PHASE について

まず、以下のように類型化する。

ア モノへの対応、人への対応による類型化

第一に、規制の対象となる業務が、主として、①施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための業務（主にモノへの対応）か、②利用者・従業員の保護などを目的とし、対面での対応を行うための業務（主に人への対応）かにより分類する。

両者をともに管理する趣旨で設けられている法令もあるが、その場合は、いずれの業務が主であるかにより分類するものとする。例えば、建設業法の監理技術者の業務（建設業法第26条の4第1項参照）には下請事業者の従業員の業務管理なども含まれると考えられるが、主として建設工事の施工の技術的な管理を行う者であるため、①に分類される。

イ 「常駐」、「専任」規制に類型化

第二に、上記の①、②について、それぞれ「常駐」規制又は「専任」規制のいずれかに分類する。

「常駐」規制は、（物理的に）常に事業所や現場に留まることを求める規制を意味する。つまり、特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けている場合は常駐規制に該当する。例えば、1日のうち数時間でも特定の場所に常駐する必要がある場合や、数日ごとに特定の時間、特定の場所に常時滞在が求められる場合は常駐規制に該当する。

「専任」規制は、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたることを求める規制（1人1現場の紐付け等）を意味する。例えば、

施設の「管理者」について、当該施設の他の職務の兼務を許容していても、他の施設の「管理者」になることを一部でも制限している場合は専任規制に該当する。

また、単に法令における文言で判断するのではなく、その解釈や運用について、実質的に分類することとする。例えば、法令上「専任」とのみ規定されている場合であっても、解釈として常駐を求めているのであれば、常駐規制に分類する。宅地建物取引士を例にすると、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年国総動第3号）第31条の3第1項関係第3項において、「「専任」とは、原則として、宅地建物取引業を営む事務所に常勤（宅地建物取引業者の通常の勤務時間を勤務することという。）」とされており、勤務時間中は当該事務所で勤務することが義務付けられている点で実質的に「常駐」規制であるが、令和3年7月に同ガイドラインが改正され、ITの活用等により宅地建物取引業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合も含むとされたことで、常駐規制が緩和されている。

上記で分類した常駐規制、専任規制について、それぞれ以下のPHASEに分けて考える。

PHASE 1 常駐・専任規制を課している

法令等において「常駐」、「専任」を明記、あるいは法令には明記がないがガイドラインや運用等により実質的に義務化しているものをいう。

なお、「常駐」、「専任」のほか、常駐・専任規制の典型的な規定ぶりとして、「事業者は、△△（場所）ごとに、〇〇を選任しなければならない」等の規定があるが、これらの解釈が明確でない場合には、PHASE 1に位置付けられるものとする。

PHASE 2 デジタル技術等による見直し（常駐・専任規制の緩和や合理化）

デジタル技術の活用等により、常駐・専任規制が緩和や合理化していることが法令等で明確化されているものを意味する。

常駐規制については、一定の条件を満たせば常駐を不要としているもの（働き方の選択肢を拡大するものであり、事業所や現場で従事することは妨げない）があげられる。例えば、産業医については、情報通信機器を用いて遠隔で行うことができる職務とそれ以外の職務を明確化することで、一部の職務を事業場に常駐せずに実施することが可能となっている（別添2参照）。また、常時監視が必要な火力発電所については、常時監視と同等な監視を確実に行う発電所であって、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができる措置を講じている場合は、知識及び技能を有する者による常時監視を不要としている。

また、専任規制については、一定の条件を満たせば兼任を許容しているものがあげられる。例えば、工事現場における監理技術者については、監理技術者補

佐を専任で置いた場合に、他の現場の監理技術者を兼任することを許容している。また、産業医については、対象労働者の総数が3千人を超えないこと等を条件に、専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼任することを許容している。

PHASE 3 常駐・専任規制を課していない

常駐・専任規制を撤廃しているものや、そもそも常駐・専任規制を課していないものを意味する。例えば、封印取付け責任者については、「封印取付け委託要領」（平成18年10月4日付国自管第86号局長通達）において常駐が義務付けられていたが、令和3年8月に同通達が改正され、封印取付け責任者の必置は維持しつつ、常駐が不要となった。また、建築物環境衛生管理技術者については、令和3年12月に省令が改正され、特定建築物所有者等が建築物環境衛生管理技術者の業務の遂行に支障がないことを確認することを前提として、専任規制が撤廃された（別添3参照）。

なお、「業務に支障のない範囲」等、リスクベースでの定性的な条件を満たせば、兼任を許容しているものや常駐を不要としているもの（働き方の選択肢を拡大するものであり、事業所や現場で従事することは妨げない）は、技術の進展にあわせて兼任できる範囲等が広がることを期待できるため、実質的に常駐・専任規制を課していない状態（PHASE 3）とみなすことができる。

iii 一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）の基本的な考え方

	① 施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等） （危機対処、製造物等の衛生管理等を目的とした規制）	② 利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応） （介護・保育等、人材管理、消費者保護等を目的とした規制）
PHASE2 （デジタル技術等の活用による規制緩和）	○常駐・専任規制*のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的を完全に代替することが不適当なもの 【*常駐・専任規制の例】 ・製造物等の衛生管理、事故・公害防止等に従事する者の常駐・専任規制	○常駐・専任規制*のうち、現時点の技術等の他の手段では規制目的を完全に代替することが不適当なもの 【*常駐・専任規制の例】 ・人の健康管理、福祉に従事する者の常駐・専任規制
PHASE3 （常駐・専任規制なし）	○上記以外	

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそも規制が過剰になっていないかの点検が必要

④ 対面講習、書面掲示、往訪問覧・縦覧規制

i 背景

書面や目視、常駐等の規制の他にも、公的な証明書等を「掲示」する方法として物理的な掲示のみしか許容されていないもの、講習をオンラインで実施することが許容されておらず対面で開催することが求められているもの、閲覧や縦覧を対面や書面によるものに限定し、オンラインによる実施を認めていないものがある。

現在では、マイナンバーカードの活用を中心とした本人確認手段の技術発展により、情報の同一性・真正性を確保しつつ、インターネット上において、申請等を行うことが可能となってきたほか、ビデオ会議システムの発達・普及により、対面に代えてオンライン上で対応することが可能な社会環境が形成されてきている。

このような社会環境下で、公的証明書、講習、閲覧・縦覧における対面・書面規制が撤廃され、オンラインによる実施が許容された場合、公的証明書の取得及び閲覧・縦覧のために公的機関等の事務所に訪問すること、所定の時間に所定の場所で講習を受講すること、書面を掲示することが不要となるなど、手続が合理化されることによる経済社会の生産性の向上等に資することが期待される。

そのため、こうした対面・書面規制についても、一律に見直しを行うべきである。

ii 規制の PHASE について

公的な証明書・講習・閲覧に対面・書面を求める規制を以下の類型により検討する。

ア 講習

講習とは、一般に、特定の専門的な知識、技術、技能等を習得させるため行われる講義又は実習とされる。ここでは、法令等で国家資格等の取得、更新等のために受講することとされているものを対象とする。

講習に対面・書面を求める規制としては、こうした講習について法令等において明示的にオンラインによる実施を認めないとしているもの、実施会場の場所を報告することが法令等により義務付けられている等、実質的にオンラインによる実施が認められていないもの及び法令等では対面・書面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、オンラインによる講習受講、証明書等のデジタル発行等、デジタル技術を活用した手段）が可能か否か不明確であるものが想定される。

イ 公的証明書等の掲示

掲示とは、一般に、一定の事柄又は物を、一定の場所に来合わせる人々に周知させる目的で、その場所に掲げることとされる。ここでは、対面での確認や書面（紙面）により発行した国家資格等の公的な証明書や許可書等を特定の場所に掲示することを求めている規制を対象とする。

また、「公的証明書等」については、法令等の規定に基づいて、民間団体等が

発行する国家資格、許可証等を含むものとする。

なお、事業者等が、許可権者等から許可等を得た後、事業者等自らが適宜の標識等を作成して許可業者等であることの掲示を行う場合がある。

このような場合においても、許可等の情報を掲示するという規制の趣旨に鑑み、許可等の申請等や許可証等の発行を含む一連のプロセス全体を「公的証明書等の掲示」として取り扱うこととする。

ウ 申請等による公的情報の閲覧・縦覧

申請等（申請、手数料納付、閲覧簿への記入その他閲覧・縦覧の前に存在するプロセスをいう。以下同じ。）に応じて公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制を対象とする。

「公的情報」とは、公的機関の情報として狭義に捉えるのではなく、民間機関（例：業界団体、民間事業者等）が法令に基づき保有する情報、一般に対して提供される情報、特定の関係者だけに提供される情報もこれに含まれる。

なお、一般的な用語としては、「縦覧」は、物を誰にでも自由に見せる定めがある場合にこれを見ることであり、主として書類、名簿等について、異議の申立ての機会を与える等の目的で広く一般に見せる場合に多く用いられている。「閲覧」も、物を見るということであるが、通常は申出を待って利害関係者又は請求者に調べてみる機会を与える場合に多く用いられる。そのため、申請等に応じて書面等を見せる場合は通常「閲覧」という文言が利用されているが、若干「縦覧」という文言が用いられている事例もある。そのため、「閲覧」「縦覧」といった文言にかかわらず、申請等に応じて書面等を見せる行為については、広く本類型の対象とする。

エ 公的証明書等以外の情報の掲示、申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

イは掲示対象が公的証明書等の場合を対象としているが、本類型は公的証明書等以外の情報を物理的な掲示場所等へ掲示し見せる場合を対象とする。

また、ウは申請等に応じて見せる場合を対象としているが、本類型は申請等によらずに（縦覧・閲覧の前に申請、手数料納付、閲覧簿への記入その他プロセスが一切なく）広く一般又は一部の者に見せる場合を対象とする。本類型については、一般に「縦覧」という用語が利用されていることが多いが、公衆に見せる場合も「閲覧」という文言が利用されている事例もあるため、利用されている文言にかかわらず、申請等によらずに積極的に一般又は一部の者に見せる行為については、本類型の対象とする（例えば、医療法第6条の3第1項など、「閲覧」とあっても「縦覧」と同義で使われている事例もある）。

※ 現状は、「申請等による公的情報の閲覧・縦覧」（類型3）に該当する場合でも、デジタル完結を目指す中で法令等の改正により申請等がなくなれば、その時点で「申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧」（類型4）に移行することとなる。

PHASE 1 紙・人の介在

①法令等により、対面・書面による「講習」「掲示」「閲覧」「縦覧」が義務付けられているもの、②法令等では対面・書面によることが義務付けられていないがデジタル原則に適合する手段（例えば、オンラインによる講習受講、証明書等のデジタル発行、閲覧等対象情報のデータによる保存、インターネット利用による公開・縦覧等、デジタル技術を活用した手段が考えられる）が可能か否か不明確なものを PHASE 1 に位置付ける。

なお、②も対象とする趣旨は、法令等では対面・書面によることが義務付けられていないものの、デジタル原則に適合する手段の活用が可能か否か不明確な場合、運用上は対面・書面が基本とされて新たな技術が許容されてこなかった実情を踏まえ、様々な技術の活用により対面・書面によらない手続が許容されることを制度上明確にすることが必要と考えられるためである。ただし、法令等の規定ぶりでは不明確であるものの、運用上、デジタル原則に適合する手段が行政による制約がなく採られるものは、PHASE 2 に位置付ける。

PHASE 2 デジタル原則に適合する手段を可とする

少なくとも一部のプロセス（申請、受講、発行といった、一連の手続の一部分をいう。以下同じ。）について、法令等でデジタルによることを明確に許容しているものを PHASE 2 に位置付ける。「許容している」とは、「書面又は電磁的方法により」など対面・書面によることを排除していない規定に基づく規制が行われていることを意味し、全てのプロセスについてデジタルによることを基本としているものは PHASE 3 に位置付ける。なお、申込・申請のオンライン化には、手数料納付のキャッシュレス化を含むものとし、デジタルによるプロセスの実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討する。

※ ここでいう「デジタルによることを基本としている」とは、原則として、全てのプロセスを対面・書面に優先してデジタルで行うことを、法令等において明確に規定していることを意味する。

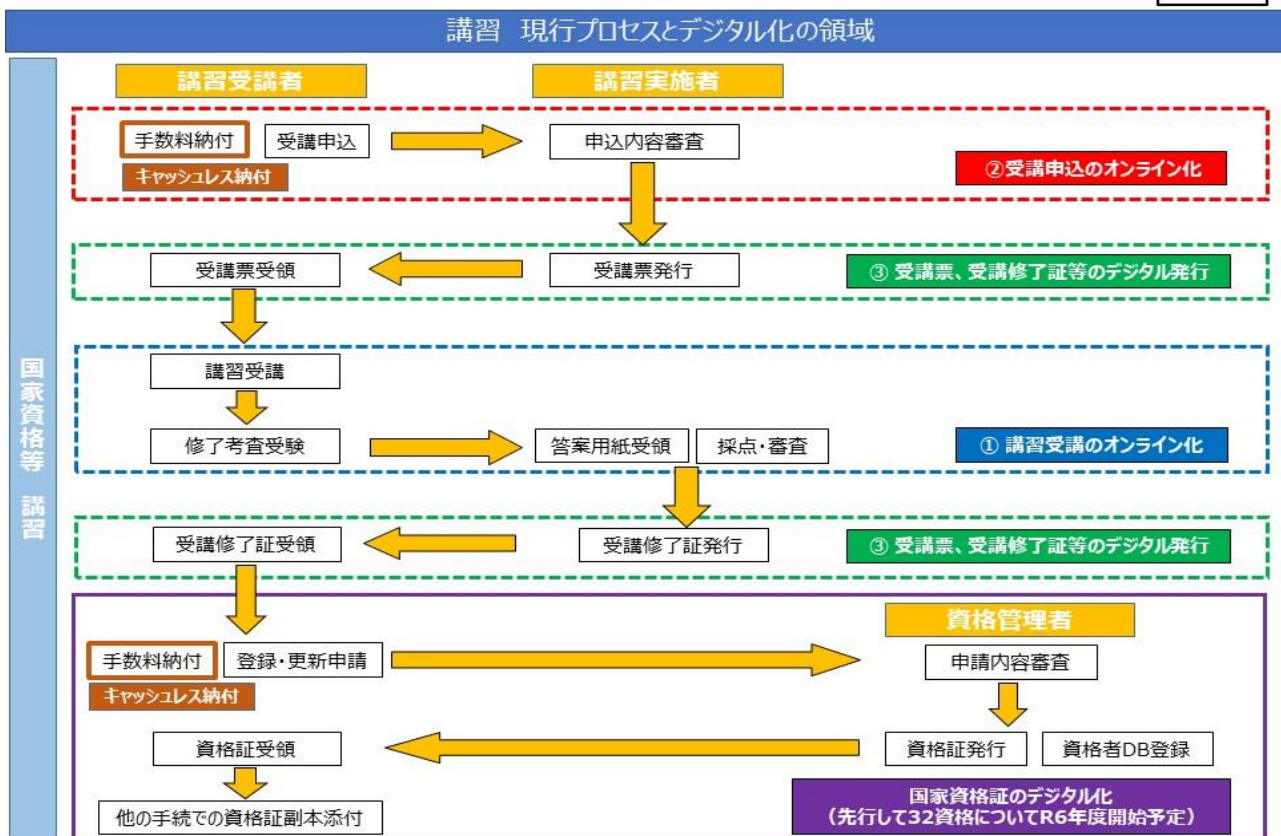
ア 講習

一連の手続の流れ（下記資料 1 参照）からおおまかに、①受講プロセスだけでなく、その前後に②受講の申込プロセス、③修了証等の発行プロセスがあり、それぞれについてデジタル化を行うことが考えられる。

上記①～③のいずれかのデジタル化（①については少なくとも座学での講習や学科講習のオンライン化）が許容されている旨が法令等において明確である（複数の講習実施機関があるものについては 1 以上の機関で実装している）ものを、PHASE 2 に位置付ける。（①の明確化例：介護支援専門員更新研修（「都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き（令和 3 年 6 月 8 日付け各都道府県介護保険担当主管部（局）宛て厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）」でオンラインによる研修を可能とし複数

の都道府県等で実施されている。)、一級建築士等定期講習 (10 の登録講習機関のうち少なくとも7機関でオンラインによる講習受講が行われている。)、危険物取扱保安講習 (「危険物取扱者保安講習のオンライン化について (令和3年6月23日付け各都道府県防災主管部長あて消防庁危険物保安室長通知)」でオンラインによる講習を可能とし複数の都道府県等で実施されている。)、②の明確化例: 一級建築士等定期講習 (10 の登録講習機関のうち少なくとも7機関でオンラインでの受講申込が行われており、少なくとも5機関で受講料のキャッシュレス納付が行われている。)

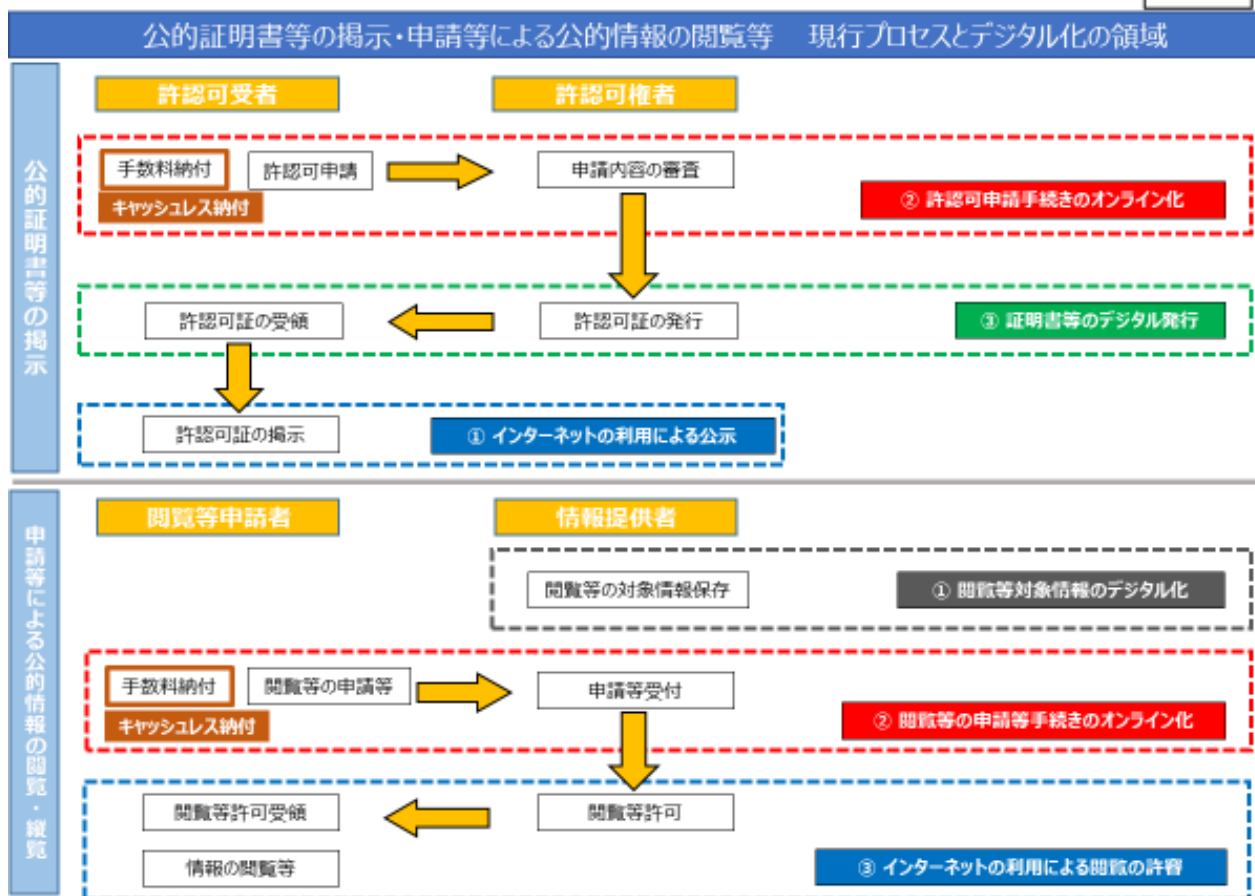
資料1



イ 公的証明書等の掲示

一連の手続の流れ (下記資料2参照) からおおまかに、①証明書等掲示・公示プロセスだけでなく、その前に②証明書等の申請プロセス、③証明書等の発行プロセスがあり、それぞれについてデジタル化を行うことが考えられる。

そこで、①については、データで発行された証明書をオンライン上で公示すること、又は紙で発行された証明書等を掲示する代わりに当該証明書等の記載事項をオンライン上で公示することにより、掲示義務を果たしたものとみなす旨を法令等において明確にしているもの (①の明確化例: サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示 (国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に關す



る法律施行規則第 19 条参照)) 又は証明書等をデジタル発行等してそれをオンラインにより公示することでも可能であることを明確にしているものを PHASE 2 に位置付ける。

つまり、PHASE 2 柱書に記載のとおり、①～③のいずれかのプロセスのオンライン化が許容されていることが法令等において明確であるものを、PHASE 2 に位置付ける。

ウ 申請等による公的情報の閲覧・縦覧

一連の手続の流れ（上記資料 2 参照）からおおまかに、①閲覧等対象情報の保存プロセス、②閲覧等の申請等プロセス、③閲覧等プロセスに分かれ、それぞれについてデジタル化を行うことが考えられる。

①については閲覧等対象情報そのもののデジタル化（データによる保存）を、②については申請等手続きのオンライン化（メールによる申請を含む）を、③についてはオンライン上での閲覧（ワンタイム・パスワード等を利用したアクセスによる閲覧等を想定）をいい、①～③のいずれかが許容されている旨が法令等において明確であるものを PHASE 2 に位置付ける。（①の明確化例：農業信用基金協会の

定款・事業報告書等の閲覧（内閣府及び農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第8条・第9条参照）、食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧（食品衛生法第39条第2項、食品衛生法施行規則第44条参照）

エ 公的証明書等以外の情報の掲示、申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

一連の手続からおおまかに、①掲示・縦覧等対象情報の保存プロセス、②掲示・縦覧等プロセスに分かれ、それぞれについてデジタル化を行うことが考えられる。

①については掲示・縦覧等情報のデジタル化（データによる保存）、②については電磁的方法による公開・縦覧（インターネット上での公開・縦覧を想定）等、①・②のいずれかが許容されている旨を法令等において明確にしているものを PHASE 2 に位置付ける。（なお、PHASE 2 そのものの例ではないが、①・②両方が明確化された例としては以下等が挙げられる。：住宅宿泊仲介業者約款の公開（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第36条参照）、都市計画案の縦覧（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第11条参照）、金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧（金融商品取引法第46条の4、金融商品取引業等に関する内閣府令第174条の2参照）

PHASE 3 デジタル完結を基本とする

少なくとも一部のプロセスについて法令等でデジタル化によることを明確に許容しているものを PHASE 2 に位置付けることとしている一方、全てのプロセスについてデジタルによることを基本としているものを PHASE 3 に位置付ける。具体的には以下のとおりである。

※ ここでいう「デジタルによることを基本としている」とは、原則として、全てのプロセスを対面・書面に優先してデジタルで行うことを、法令等において明確に規定していることを意味する。

なお、対面・書面に優先してデジタルで行うことが法令等において明確に規定されていることを求めるものであり、例えば、法令等においてデジタルで行うことを義務づけた上で、必要に応じ、対面・書面のプロセスも残すこと又は対面・書面及びデジタルの両方の手段を義務付けることを妨げるものではない。

ア 講習

原則として、申込から受講、修了証等の発行に至るまでの全てのプロセスについてデジタルによることを基本としているものを PHASE 3 に位置付ける（例えば、甲種防火管理新規講習（消防法施行令第3条第1項第1号イ）などにおいて PHASE 3 を目指す方向で検討がなされている（令和4年5月18日デジタル臨時行

政調査会作業部会資料8参照))。なお、一定の区域(例えば、都道府県の区域)に複数の講習実施機関が存在している場合については、一以上の実施機関において全てのプロセスがデジタル化されており、その結果として当該区域の全ての受講希望者が当該機関のうちいずれかの機関が実施するオンライン講習を受講することができるときは、他の実施機関において必ずしも全てのプロセスがデジタル化されていなくても、PHASE 3に位置付けるものとする。

イ 公的証明書等の揭示

証明書等の申請から発行、揭示・公示に至るまでの全てのプロセスについてデジタルによることを基本としているものを PHASE 3に位置付ける。

一部のプロセスが想定されない場合(例:証明書等の発行プロセスが規定上想定されない場合)については、他の全てのプロセスについてデジタルによることを基本としていけば、PHASE 3に位置付ける。

なお、例えば、法令等において、公示のプロセスについて書面に優先してデジタルで行うことが明確に規定されていても、他のプロセスについてデジタルで行うことが優先されていない場合(許可証に記載の情報はインターネットでの公示が義務付けられているが、許可証が書面で発行される等)には、PHASE 2に位置付けられる。

ウ 申請等による公的情報の閲覧・縦覧

閲覧等対象情報の保存から閲覧等の申請等、閲覧等に至るまでの全てのプロセスについてデジタルによることを基本としているものを PHASE 3に位置付ける。

例えば、閲覧等プロセスについて、PHASE 2はインターネット等による閲覧を「許容」するものであり、情報提供者が物理的な方法のみで閲覧させることとした場合、申請者はインターネット等による閲覧ができないこととなる。そのため、物理的な方法により閲覧に供する場合であっても、併せてインターネット等の電磁的方法による閲覧手段を基本とすることが望ましく、これを PHASE 3に位置付ける。

エ 公的証明書等以外の情報の揭示、申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

揭示・縦覧等対象情報の保存、揭示・縦覧等の両方についてデジタルによることを基本としているものを PHASE 3に位置付ける。

例えば、揭示・縦覧等プロセスについて、PHASE 2はインターネット等による公示・縦覧等を「許容」するものであるが、この場合ウ同様に情報提供者が物理的な方法のみによる揭示・縦覧等(事務所の掲示板での揭示など)を選択した場合、情報を見たい者が揭示・縦覧等が行われている場所まで移動する必要がある。そのため、物理的な方法による揭示・縦覧等を行う場合であっても、併せてインター

ネット等の電磁的方法による公示・縦覧を基本とすることが望ましく、これを PHASE 3 に位置付ける。

なお、PHASE3 に位置付けられる一例として、事務所に行政文書ファイル管理簿を備えて閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法等により当該管理簿を公表することを義務付けている規定（公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 7 条第 2 項）が挙げられる。

iii 一括見直しプランで確定した各条項の見直し方針（見直し後の PHASE）の基本的な考え方

ア 対面講習

		類型 1（講習）	
		講習実施主体が 国の場合	講習実施主体が 国以外の場合
PHASE2 （デジタル技術の活用による一部オンライン化等）	○対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるなど、現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの	○現時点で講習受講や手続のデジタル完結が困難なもの ・対面で厳格に受講者の不正防止を行う必要があるもの ・地方公共団体や民間団体等が講習の実施主体となっており、各実施主体が参入できるようなシステム整備の検討やオンライン化の検討が進むような講習内容の標準化など政府がデジタル化を推進しても、全ての実施主体において一律にデジタル完結を実現することが困難なもの	
PHASE3 （デジタル完結）	○上記以外		

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

イ 書面掲示

		類型 2 （公的証明書等の掲示）	類型 4 （公的証明書等以外の情報の掲示）
PHASE2 （一部許容している）	①	○該当なし ^(注)	○極めて限定された空間における特定の者への周知を目的とする掲示規制等、デジタルによる掲示を基本とすることが不適當なもの
	① + ②	○該当なし ^(注)	
	① + ②	○証明書等のデジタル発行が困難であるなど、現時点でデジタルによる掲示を基本とすることが困難なもの	

	+		
	③		
PHASE3 (デジタルによる 掲示を基本と する)		○上記以外	○上記以外 (不特定多数が閲覧す ることを想定し、掲示させるもの 等)

(注) 例えば、国際約束に基づく公的証明書等の掲示等、例外を否定するものではない。

※規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

ウ 往訪閲覧・縦覧

	類型3 (申請等による公的情報の閲覧・ 縦覧)	類型4 (申請等によらない公的情報の閲覧・ 縦覧)
PHASE2 (デジタル原則に 適合する 手段を可 とする)	○他の機関から紙媒体で提出され ることが想定される書類を閲覧・ 縦覧に供するなど、現時点で閲覧・ 縦覧のデジタル完結が困難である もの ^(注)	○他の機関から紙媒体で提出され ることが想定される書類を閲覧・縦覧に 供するなど、現時点で閲覧・縦覧のデ ジタル完結が困難であるもの ^(注)
PHASE3 (デジタル 完結を基本 とする)	○上記以外	○上記以外

(注) デジタル手続法、e-文書法の規定が適用されることを前提としたものであり、適用
されない場合は PHASE 1 に整理されることもあり得る。

※ 規制の趣旨・目的を踏まえ、そもそもの規制が過剰になっていないかの点検が必要

3 フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定に係る各府省の確認方法

(1) 確認対象となる規定

申請等の行政手続や民間手続、文書の作成・保存等において、「光ディスク」(※)、「シーディー・ロム」、「磁気ディスク」(※)、「光磁気ディスク」、「フレキシブルディスク」、「磁気テープ」(※)等、個別の記録媒体の使用を定める規定を対象とする(※については法律の条文で用例あり)。

(2) オンライン化の可否等に係る検討

オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを明確にする観点から、申請等については「電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により提出」、文書の作成等については「電磁的記録をもって作成」「電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成」など、特定の記録媒体の種類などを指定しない形の規定への変更の可否を検討する。なお、作成

等について下位法令等によりクラウド等の利用ができることの明確化を図る場合は、作成等について「クラウド技術等の情報通信技術の進展を踏まえた適切な方法」による旨を定める形で検討を行うこととする。

4 その他のデジタル原則に適合した運用を阻害するおそれのある規定に係る各府省の確認方法

2及び3に該当するもののほか、各府省においてデジタル原則に適合した運用を阻害するおそれがあると判断された規定がある場合、デジタル庁へ連絡・相談の上、緊密に連携を取りつつ見直しの要否、規制の在り方等を検討する。

5 情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定に係る確認事項

(1) 確認対象となる規定

「届出」、「申請」、「通知」といった行政手続に関する規定であって、現時点で当該規定の新設・改正に伴い情報システムの整備が見込まれる規定を対象とする。

(2) 確認の趣旨

単に法令等においてデジタルを基本とする旨の規定を整備するだけでは、業務プロセス全体を考慮した適切なシステム構築・技術活用がなされず、また、非効率的な業務プロセスや特定の技術を法令等で固定化してしまうことになりかねない。そのため、デジタル技術を適切に活用するために、法令等を立案する段階から、デジタル原則に適合した運用を見据えた制度設計を行う必要がある。

具体的には、各府省は、利用者から見たエンドツーエンドで事実を詳細に把握した上で、行政サービスの利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、行政機関内のバックオフィスも含めたプロセスの設計を行い、各業務において、利用者がサービスを受ける際の最適な手法について検討を行うなど、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に定めるサービス設計12箇条に基づき、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一体的に検討することが重要である。また、効率的で利便性の高い行政サービスの実現には、デジタル原則を念頭に置いた業務プロセスの設計、適切な情報システム開発・運用、既存のデジタル技術をどのように活用するのが最も適切かなどの検討等が必要となる。

(3) 該当条項が存在した場合のプロセス

情報システムの整備が見込まれる場合、各府省は、デジタル原則を念頭に置いた業務プロセスの設計を行うとともに、速やかにプロジェクト計画書の作成を開始（既存のプロジェクト計画書があるものは、修正）し、デジタル庁に提出する。

デジタル庁は、情報システム整備の必要性、共通機能の活用可能性、実現可能性（体制・スケジュール）等の観点から、プロジェクト計画書の内容を確認し、必要な助言・指導を行うとともに、情報システム的前提となる業務プロセスの設計が適切に行われ、

必要な業務の見直しが行われるよう、各府省からの希望に応じて可能な範囲でBPRを専門とする職員による各府省への支援を実施する。

令和4年2月22日
デジタル臨時行政調査会作業部会（第2回）
国土交通省道路局からの提出資料

道路インフラメンテナンスへの 新技術の導入促進

道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

○ 笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]

○ トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施[H24.12.7]
ジェットファン、照明等

○ 道路ストックの集中点検実施[H25.2～]
第三者被害防止の観点から安全性を確認

○ 道路法の改正[H25.6]
点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

○ 定期点検に関する省令・告示 公布[H26.3.31]
5年に1回、近接目視による点検

○ 定期点検要領 通知[H26.6.25]
円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示

○ 定期点検に関する省令・告示 施行[H26.7.1]
5年に1回、近接目視による点検開始(1巡目)

● 定期点検 1巡目(H26～H30)

○ 定期点検要領 通知[H31.2.28]
定期点検の質を確保しつつ、実施内容を合理化

● 定期点検 2巡目(H31(R1)～)

道路分科会建議 中間とりまとめ [H24.6]
○「6. 持続可能で的確な維持管理・更新」



道路分科会
道路メンテナンス技術小委員会 [H25.6]
○「道路メンテナンスサイクルの構築に向けて」



道路分科会建議 [H26.4]
○「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

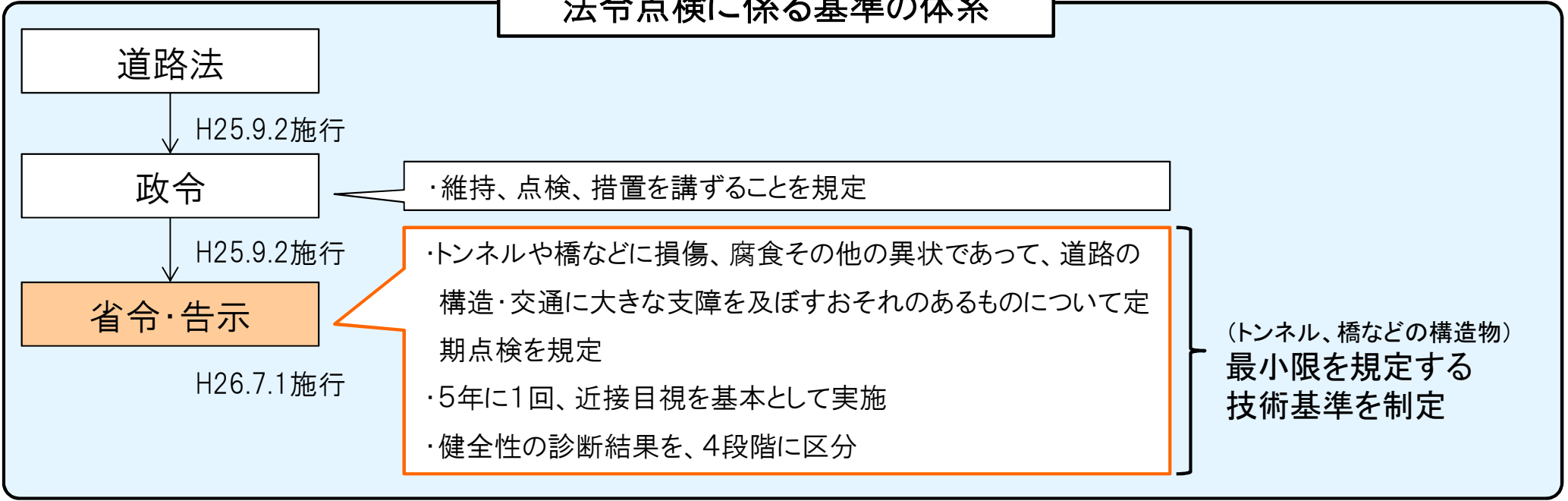


道路分科会建議 [H29.8]
○「1. メンテナンスのセカンドステージへ」

法定点検に係る基準の体系

- ① 省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする定期点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分(トンネル、橋などの構造物に共通)
- ② 構造物の特性に応じ、道路管理者が定期点検をするために参考とできる主な変状の着目箇所、判定事例写真等を技術的助言として定期点検要領をとりまとめ(トンネル、橋などの構造物ごと)

法令点検に係る基準の体系



技術的助言として

定期点検要領

・構造物の特性に応じ、点検をするために参考とできる主な変状の着目箇所、判定事例写真等をまとめたもの

(トンネル、橋などの構造物) 各構造物毎に制定

近接目視を補完・代替・充実する技術を活用するための定期点検要領改定

1巡目 (H26～H30)

省令

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)
第四条の五の六
一 (略)点検は(中略)知識及び技能を有する者が行うこととし、
近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とする。

道路法施行規則〔H26.3.31公布、H26.7.1施行〕

道路橋定期点検要領(全国版)

3. 定期点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。
また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して
行う。

道路橋定期点検要領〔H26.6策定〕

2巡目 (H31～R5)

変更なし

4. 状態の把握

健全性の診断の根拠となる状態の把握は、近接目視により行
うことを基本とする。

【法令運用上の留意事項】

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる道路橋の
現在の状態を、**近接目視により把握するか、または、自らの近
接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情
報が得られると判断した方法により把握**しなければならない。

道路橋定期点検要領〔H31.2改正〕

○新技術利用のガイドライン(案) 〔H31.2策定〕

- ・定期点検業務において使用する技術を受発注者間で確認するプ
ロセスと、技術の性能値の確認に用いる標準項目を明示

○点検支援技術性能カタログ(案) 〔H31.2策定〕 16技術 〔R2. 6改正〕 80技術

- ・標準項目に従い各技術の性能値をカタログ形式で整理・掲載

定期点検における新技術の活用事例

○ 点検支援技術性能カタログに掲載された技術を活用し、定期点検の効率化・高度化を推進

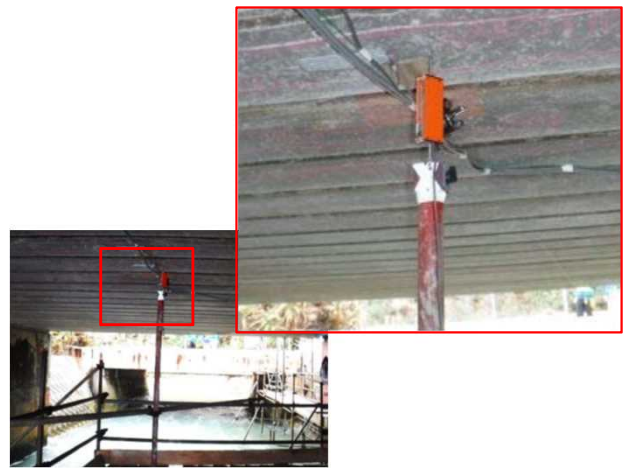
従来点検

橋梁(画像計測)



通行規制を実施し、橋梁点検車で近接目視点検

橋梁(計測・モニタリング)



変位計を固定し計測

トンネル(画像計測、非破壊検査)



通行規制を実施し、トンネル内を打音検査



点検支援技術



ドローンにより写真を撮影し画像から損傷を確認



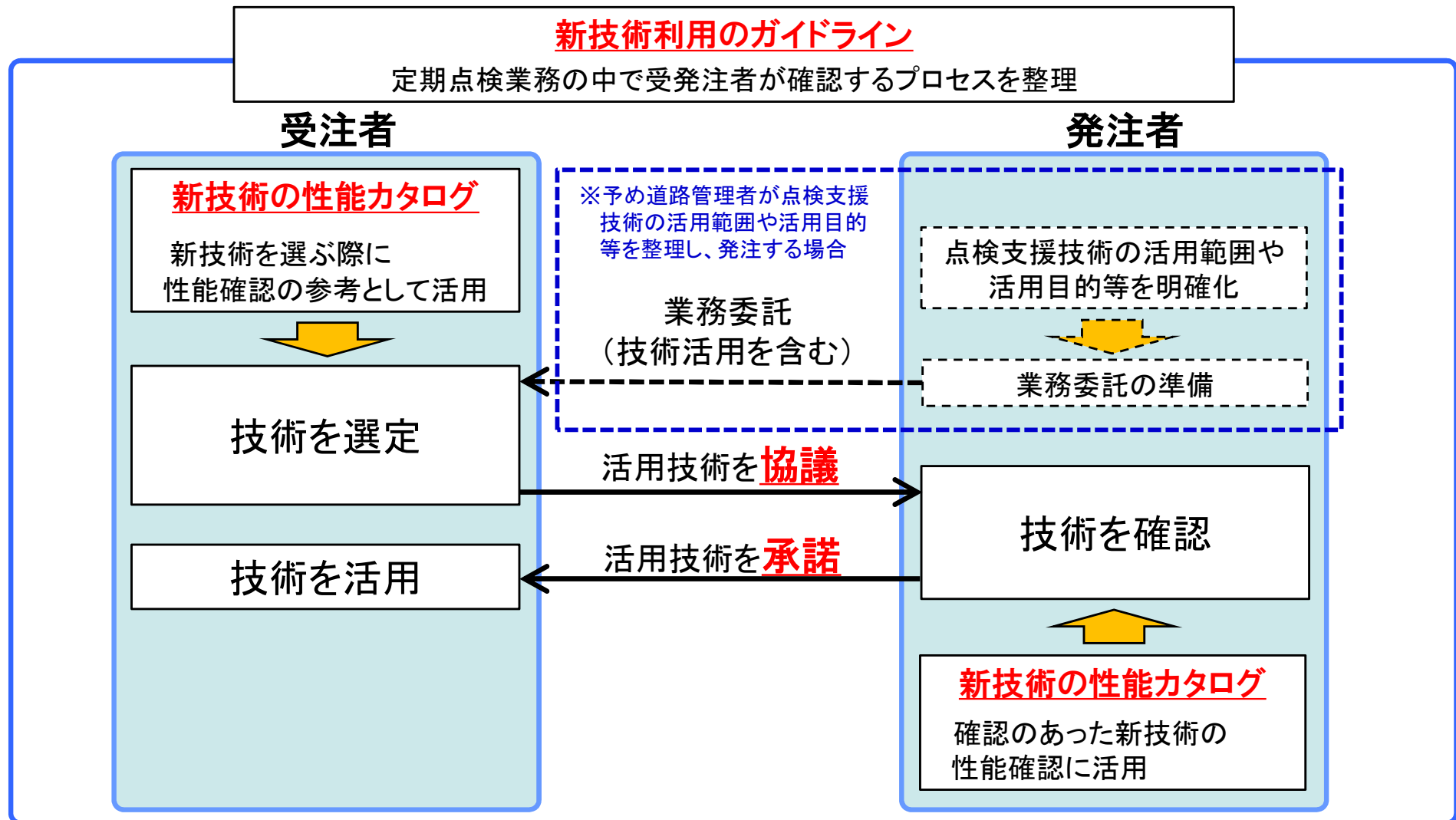
センサーを活用したたわみ計測



レーザー計測により、背面空洞や内部損傷(うき)を確認

ガイドライン・性能カタログの概要

- ガイドラインは、定期点検業務の中で受発注者が使用する技術を確認するプロセス等を例示。
- 性能カタログは、国が定めた技術の性能値を開発者に求め、カタログ形式でとりまとめたもので、受発注者が新技術活用を検討する場合に参考とできる。



点検支援技術性能カタログ

- 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。
- 令和2年6月時点の80技術に加え、新たに51技術を掲載し、令和3年10月時点で131技術に拡充。
- 受発注者が、点検支援技術性能カタログを参照することにより、点検への新技術の活用を推進。

点検支援技術性能カタログの構成

第1章 性能カタログの活用にあたって

1. 適用の範囲
2. 用語の定義
3. 性能カタログの活用について
4. 性能カタログの標準項目について
 - (1) 基本諸元
 - (2) 性能の裏付け
 - (3) 調達・契約にあたってのその他必要な事項
 - (4) その他
5. 点検支援技術に関する相談窓口の設置

付録1 点検支援技術性能カタログの標準項目

第2章 性能カタログ

- 画像計測技術(橋梁/トンネル)
- 非破壊検査技術(橋梁/トンネル)
- 計測・モニタリング技術(橋梁/トンネル)
- データ収集・通信技術

付録2 技術の性能確認シート

※国土交通省ホームページ
<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/inspection-support/>

<主な掲載技術>

画像計測

- ・橋梁 :34技術 (+10技術)
- ・トンネル :16技術 (+ 8技術)



ドローンによる損傷把握



レーザースキャンによる変状把握

非破壊検査

- ・橋梁 :19技術 (+ 8技術)
- ・トンネル :13技術 (+ 7技術)



電磁波技術を利用した床版上面の損傷把握



レーダーを利用したトンネル覆工の変状把握

計測・モニタリング

- ・橋梁 :38技術 (+13技術)
- ・トンネル : 8技術 (+ 5技術)



センサーによる橋梁ケーブル張力のモニタリング



トンネル内附属物の異常監視センサー

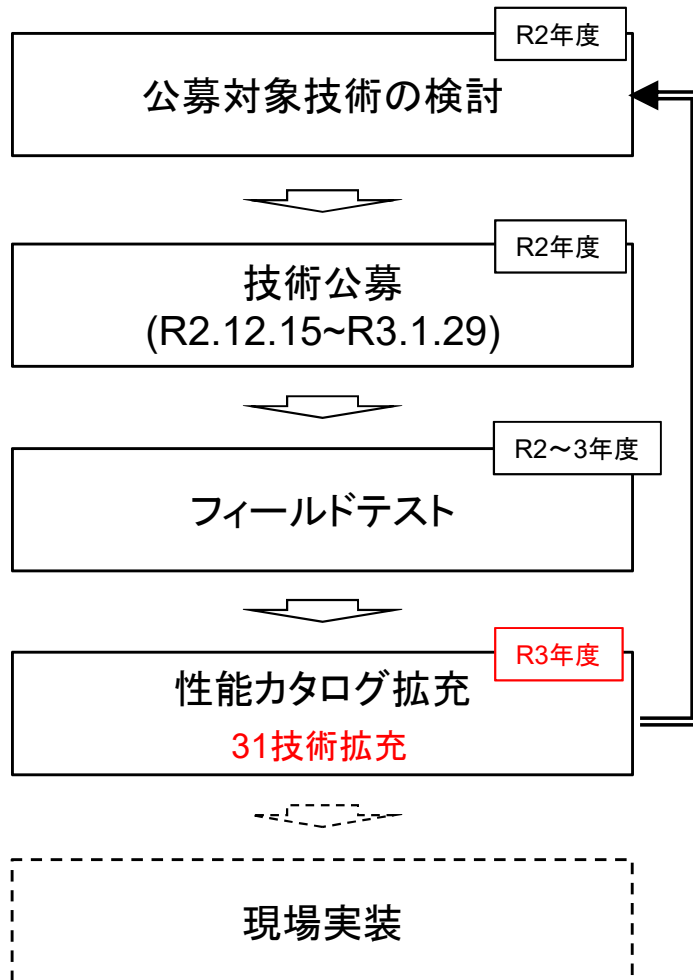
データ収集・通信

- 〔・3技術〕

橋梁の点検支援技術

- 道路施設の状態の把握に資する橋梁の点検支援技術について、技術検証を通して性能等を整理し、性能カタログを拡充
- 令和3年度は、応募された技術の現場検証を踏まえ、性能カタログを拡充するとともに、あらためて技術公募を実施

【検討の流れ】



【令和2年度の検討内容】

■公募対象技術の検討

- 公募対象技術のリクワイヤメントを検討



実橋のケーブルでの検証



供試体(水槽内)での検証

■技術公募～フィールドテスト

- 橋梁点検支援技術の公募

対象構造物	公募対象技術のリクワイヤメント	応募技術数
橋梁	PC上部工や吊材の状態把握	44
	支承の機能障害	
	基礎の洗掘等	
	点検に係る現場作業の効率化等に資する技術	
	点検結果のとりまとめ(内業)の省人化・省力化が可能な技術	

- 実橋や供試体を用いた技術検証の実施

国において活用したカタログ掲載技術数 R1:9技術 → R2:28技術

【令和3年度の検討内容】

■性能カタログの拡充

- 令和2年度の検討結果を踏まえ、性能カタログを拡充

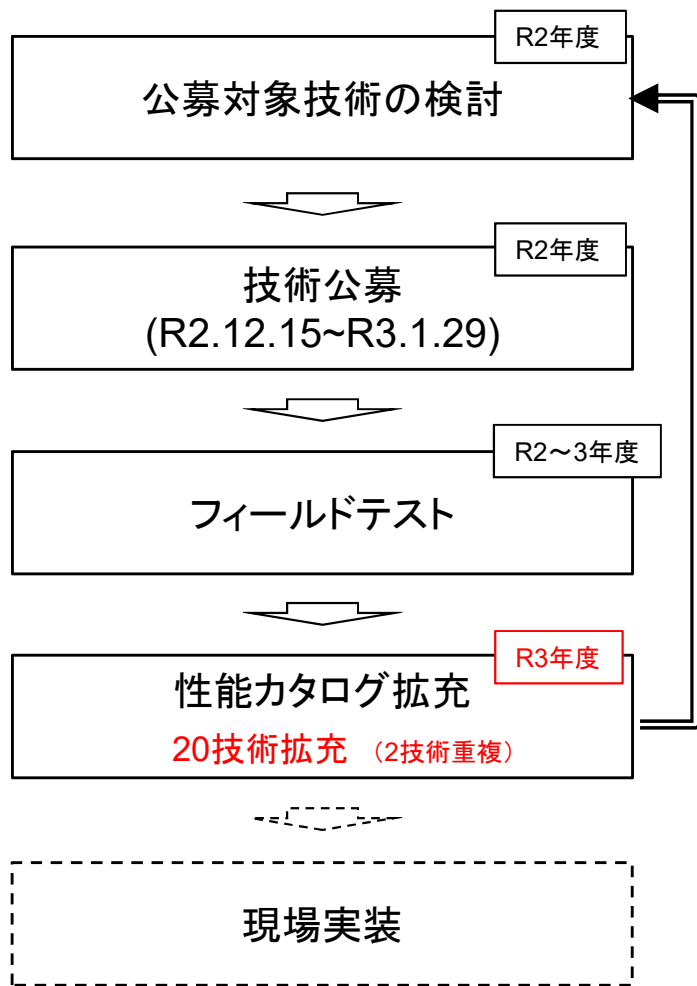
■公募～現場検証

- 令和2年度と同様に公募対象技術の検討、技術公募、現場検証を実施

トンネルの点検支援技術

- 道路施設の状態の把握に資するトンネルの点検支援技術について、技術検証を通して性能等を整理し、性能カタログを拡充
- 令和3年度は、応募された技術の現場検証を踏まえ、性能カタログを拡充するとともに、あらためて技術公募を実施

【検討の流れ】



【令和2年度の検討内容】

■公募対象技術の検討

- 公募対象技術のリクワイヤメントを検討



実トンネルでの検証



供試体での検証

■技術公募～フィールドテスト

- トンネル点検支援技術の公募

対象構造物	公募対象技術のリクワイヤメント	応募技術数
トンネル	覆工の状態把握	18
	附属物等の取付状態の把握	
	点検に係る現場作業の効率化等に資する技術	
	点検結果のとりまとめ(内業)の省人化・省力化が可能な技術	

- 実トンネルや供試体を用いた技術検証の実施

国において活用したカタログ掲載技術数 R1:3技術 → R2:7技術

【令和3年度の検討内容】

■性能カタログの拡充

- 令和2年度の検討結果を踏まえ、性能カタログを拡充

■公募～現場検証

- 令和2年度と同様に公募対象技術の検討、技術公募、現場検証を実施

基発 0331 第 4 号
令和 3 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について

労働者の健康診断の実施やその結果を踏まえた措置、労働者の健康障害の原因の調査と再発防止のための対策の樹立等、労働者の健康管理を効果的に行うためには、医師の医学的活動が不可欠であるため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、事業者は、一定規模以上の事業場について、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等の事項を行わせなければならないこととされている。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施することへのニーズが高まっていること等を踏まえ、今般、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することについて、下記のとおり、考え方及び留意すべき事項を示すこととしたので、事業者に対する周知、指導等について遺漏なきを期されたい。

記

1 基本的な考え方

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務の一部を実施することへのニーズが高まっている。

産業医は、健康診断の実施、長時間労働者に対する面接指導の実施及び心理的な負担の程度を把握するための検査等並びにそれぞれの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置、作業環境維持管理、作業管理、労働者の健康管理、労働者の健康の保持増進を図るための措置、衛生教育、労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行うことを職務とされている。

事業者は、情報通信機器を用いた場合においても、事業場における労働衛生水準を損なうことがないように、2 に掲げる事項に留意し、産業医が産業医学の専門的立場から労働者一人ひとりの健康確保のために効果的な活動を行いやすい環境を整備する必要がある。

なお、当該留意すべき事項に基づき産業医の職務を実施する場合には、産業医として選任された事業場以外の場所から遠隔でその職務の一部を実施することとして差し支えないものである。

2 情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施する場合における留意すべき事項

(1) 共通事項

- ア 産業医の職務のうち、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとする職務の範囲やその際の留意事項等について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、労働者に周知していること。
- イ 法第 13 条第 4 項の規定に基づき産業医に対して必要な情報を提供する際に、情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する産業医に、適時に、労働者の健康管理に必要な情報が円滑に提供される仕組みを構築していること。
- ウ 産業医の職務のうち、情報通信機器を用いて遠隔で実施することとする職務についても、産業医が必要と認める場合には、事業場において産業医が実地で作業環境等を確認することができる仕組みを構築していること。
- エ 産業医が情報通信機器を用いて遠隔で職務を実施する場合においても、事業場の周辺の医療機関との連携を図る等の必要な体制を構築していること。

(2) 使用する情報通信機器について

- ア 情報通信機器を用いて通信等を行う産業医や労働者が容易に利用できるものであること。
- イ 映像、音声等の送受信が常時安定しており、相互の意見交換等を円滑に実施することが可能なものであること。
- ウ 取り扱う個人情報の外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセスの防止の措置を講じること。特に労働者の心身の状態に関する情報については、個人データに対するアクセス管理、個人データに対するアクセス記録の保存、ソフトウェアに関する脆弱性対策等の技術的安全管理措置を適切に講じること。

(3) 個別の職務ごとに留意すべき事項

- ア 医師による面接指導（労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号関係）
法第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく面接指導について情報通信機器を用いて遠隔で実施する際には、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 66 条の 8 第 1 項、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項及び第 66 条の 10 第 3 項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」（平成 27 年 9 月 15 日付け基発 0915 第 5 号（令和 2 年 11 月 19 日最終改正））に基づき、当該通達で示す留意事項を遵守するとともに、面接指導を実施する医師が必要と認める場合には直接対面により実施すること。
- イ 作業環境の維持管理及び作業の管理（安衛則第 14 条第 1 項第 4 号及び第 5 号関係）
作業環境の維持管理及び作業の管理については、安衛則第 15 条の規定に基づく産業医の定期巡視の実施の際は、実地で作業環境や作業内容等を確認する必要があるこ

と。また、事業場の作業環境や作業内容等を踏まえ、産業医が追加的に実地で確認する頻度について検討することが適当であること。なお、製造工程や使用する化学物質を変更する等、事業場の作業環境や作業内容等に大きな変更が生じる場合は、産業医が実地で確認することが適当であること。

ウ 衛生教育（安衛則第 14 条第 1 項第 8 号関係）

衛生教育については、情報通信機器を用いて遠隔で実施する際には、「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」（令和 3 年 1 月 25 日付け基安安発 0125 第 2 号、基安労発 0125 第 1 号、基安化発 0125 第 1 号）に基づき実施すること。

エ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置（安衛則第 14 条第 1 項第 9 号関係）

労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置については、労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止対策の策定について、医学に関する専門的知識を踏まえた検討を行うことが求められているものであり、視覚や聴覚を用いた情報収集だけでなく、臭いや皮膚への刺激等嗅覚や触覚による情報を得る必要もあることが想定されることから、原則として、事業場において産業医が実地で作業環境等を確認すること。ただし、労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置について取りまとめられた報告書等を確認する等により、事業場において産業医が実地での作業環境等の確認は不要であると判断した場合には、この限りではない。

オ 定期巡視（安衛則第 15 条関係）

産業医の定期巡視については、少なくとも毎月 1 回（安衛則第 15 条で定める条件を満たす場合は少なくとも 2 月に 1 回）、産業医が実地で実施する必要があること。定期巡視においては、作業場等を巡視し、労働者にとって好ましくない作業環境や作業内容等を把握するとともに、健康診断や健康相談だけからでは得られない労働者の健康に関する情報を得て、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、その場で労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じる必要があること。

カ 安全衛生委員会等への出席（法第 17 条、第 18 条及び第 19 条関係）

情報通信機器を用いてオンラインで開催される安全衛生委員会等へ出席する際には、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第 17 条、第 18 条及び第 19 条の規定に基づく安全委員会等の開催について」（令和 2 年 8 月 27 日付け基発 0827 第 1 号）に基づく必要があること。

（4）情報通信機器を用いて遠隔で行う産業医の職務に関する事業者の留意事項

産業医は、産業医学の専門的立場から、独立性及び中立性をもってその職務を行うことができるよう、健康管理等に必要な情報の提供を事業者に求めることができ、また、その職務を実施するために必要な権限が付与されている。産業医はこの趣旨を踏まえ、情報通信機器を用いて遠隔で実施することが適当でないとする職務については、実地で現場を確認するとともに、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施する場合

においても、労働者一人ひとりの健康を確保するために必要と認めるときは、事業者に対して、健康管理等に必要な情報を提供するよう求める等、必要な対応を行うことが重要であること。

事業者は、これらを踏まえ、産業医が効果的な活動が行えるよう、配慮すること。

○厚生労働省令第百九十九号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百四十七号）の施行に伴い、並びに建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第六条第一項及び第十条の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 削除</p> <p>2 特定建築物所有者等は、前項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねることとなる場合には、当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、特定建築物所有者等が現に選任している建築物環境衛生管理技術者が、新たに他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねようとする場合について準用する。</p> <p>4 特定建築物所有者等は、第二項（前項において準用する場合を含む。第二十条第一項第三号において同じ。）の規定による確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(一酸化炭素の含有率の特例)</p> <p>第二条 令第二条第一号イの表の第二号の厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物は、大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十をこえるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね百万分の十以下になるように空気を浄化して供給をすることが困難である建築物とし、同号の厚生労働省令で定める数値は、百万分の二十とする。</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者の選任)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の選任を行なうに当たつては、一の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければならない。ただし、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備、令第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積、特定建築物所有者等又は当該特定建築物の維持管理について権原を有する者の状況等から一人の建築物環境衛生管理技術者が当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となつてもその職務を遂行するに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

。

(帳簿書類)

第二十条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。

一・二 (略)

三 第五条第二項の規定による確認の結果(同条第四項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。)を記載した書面

四 (略)

2 前項第一号及び第四号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。

(帳簿書類)

第二十条 特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

2 前項第一号及び第三号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない。

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。